

坂町営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書（案）

坂町（以下「甲」という。）と指定管理者「 」（以下「乙」という。）は、坂町営住宅及びその共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理について基本的な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が乙に対して指定管理者として町営住宅等の管理業務を行わせるために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 甲及び乙は、年度ごとに町営住宅等の管理に必要な事項を定めるため、別途坂町営住宅等の管理に関する年度別協定（以下「年度別協定」という。）を締結するものとする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、町営住宅等の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を確実に履行しなければならない。

（管理を行う施設）

第4条 甲が乙に行わせる本業務の対象となる施設は、別表で定める町営住宅並びにその他の共同施設とする。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次に掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- (2) 「提案書」とは、民間事業者の公募に当たり、乙が提出した申請書類一式のことをいう。
- (3) 「募集要項等」とは、令和8年1月7日付け小屋浦地区再開発事業公募型プロポーザルにて公表した募集要項本体、募集要項添付資料及びそれらに係る質問回答のことをいう。

(指定期間)

第6条 この協定による協定期間は、令和■年■月■日から令和26年3月31日までとする。

2 指定管理者による業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(業務の範囲)

第7条 乙は、本協定、年度協定、募集要項等及び提案書のほか、関係法令、条例その他の関係規程に従って、管理業務を実施するものとする。

2 本協定、年度協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、募集要項等、提案書の順に、その解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書において募集要項等を上回る水準が記載されている場合は、提案書に示す水準によるものとする。

4 家賃及び駐車場の使用料の収納事務の実施に当たっては、本協定に加え、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、別途甲と締結する町営住宅の使用料収納事務委託契約書により処理するものとする。

(甲が実施する業務への協力)

第8条 甲は、本施設に関し業務を実施するために必要と認める場合は、乙に対して甲又は甲の指定するものによる本施設の観察その他必要な事項の実施を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(町民への周知)

第9条 乙は、町営住宅等の管理業務を行うための主たる実施場所及び連絡先を町営住宅等の施設内への表示その他の方法により周知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって前条で定める本業務の範囲及び実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は実施条件の変更については、前項の協議において決定するものとする。

(原形変更の承認)

第11条 乙は、業務の実施に当たって、第4条に規定する施設（以下「管理施設」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(事故等)

第12条 乙は、故意又は過失により、管理施設又は附帯設備等を損傷し、又は滅失したときは、事故報告書を甲に提出するとともに、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理料)

第13条 指定期間中に甲が指定管理料として負担する上限は●●●円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、年度ごとに負担する額の上限は、年度協定において定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第14条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準、物価水準等の変動により、第13条の規定による指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して指定管理料の変更を申し出ることができる。

2 前項の申し出があったときは、甲乙協議するものとする。

(経理の区分)

第15条 乙は、指定管理料について、本業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して適切な運用を図るものとする。

(委託などの禁止)

第16条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ甲の書面による承諾を得るものとする。ただし、あらかじめ指定管理者申請書の事業計画書に記載した場合はこの限りでない。

3 前項の規定において、次の各号に該当する者には、新たに管理業務の一部を委託し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を重要する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- (2) 本町又は広島県から、指名除外を受けている者。

(リスク分担)

第17条 業務に関するリスク分担は、別記1「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(個人情報の保護等)

第18条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(情報の管理)

第19条 乙又は業務の一部に従事する者は、業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定期間終了後も効力を有するものとする。

(暴力団の排除等)

第20条 乙は、本施設が暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるおそれがあると認めるときは、甲にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(情報公開)

第21条 乙は、坂町情報公開条例（平成16年坂町条例第12号）第17条に基づき、管理業務の実施に関して保有する情報の公開のために必要な措置を講じなければならない。

(文書等の管理)

第22条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書及び図面並びに電磁的記録（以下この条において「文書等」という。）について、適正に管理するとともに、甲の指示する保存期間を経過した文書等は、甲の承認を受けて、確実に廃棄しなければならない。

2 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに、甲に文書等を引き渡すものとする。

(事業計画書等)

第 23 条 乙は、毎年度、甲が指定する期日までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、甲の確認を得なければならない。ただし、指定期間の満了日の属する年度においては、この限りでない。

2 甲及び乙は、事業計画書等を変更しようとするときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(業務報告の聴取等)

第 24 条 甲は、業務の適正を期するため、乙に対し、その業務及び経理の状況等に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすること ができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第 25 条 乙は、毎年度終了後 60 日以内に、業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) 入居者等からの苦情及び修繕申込み並びにその対応状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第 26 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が関係法令、条例、本協定及び年度協定の規定に違反したとき。
- (2) 乙が関係法令、条例、本協定及び年度協定の規定に基づく甲の指示に従わず、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められたとき。
- (3) 乙の経営状況の悪化又は不可抗力等により、乙が管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (4) 乙が本協定による報告を行わず、又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
- (5) 乙が違法行為を行った場合その他乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
- (6) 乙から前条第 2 項の規定による申出があったとき。

(7)その他乙に管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、又は管理業務の停止を命じられたことによって乙に損害、損失又は費用負担が生じても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 甲は、第1項各号に定める場合のほか、前条第3項及び第4項の規定による協議が調ったときその他本施設の管理上特別の事由があるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。この場合において、乙に損害、損失又は費用負担が生じたときは、合理性が認められる範囲内で、甲がこれを負担するものとする。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第27条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに、その旨を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があったときは、甲と乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。この場合において、協議を開始した日から60日以内に協議が調わない場合は、乙は、甲に通知して、指定管理者の指定の取消しを申し出ることができる。
- 3 指定期間中において、甲の事情により管理業務の継続が困難となった場合は、甲は、乙に対し、指定管理者の指定の取消しの協議を求めることができる。
- 4 災害その他の不可抗力の発生その他甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、甲及び乙は、相手方に対して、指定管理者の指定の取消しの協議を求めることができる。

(指定管理料の返還)

第28条 乙は、指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の定めるところにより、指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(甲による業務の改善指示)

- 第29条 甲は、乙による本業務の実施が募集要項等又は甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する改善指示を受けた場合は、速やかに、その指示に応じなければならない。

(管理業務の引継ぎ)

- 第30条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより管理業務が終了するまでに、甲が別に指定する者に対し、誠実かつ適正に管理業務に係る引継ぎを行わなければならない。
- 2 管理業務の引継ぎに伴う経費は、乙の負担とする。
 - 3 乙は、管理業務の引継ぎを行ったことを書面により甲に報告しなければならない。

(原状回復義務)

- 第31条 乙は、その指定期間が満了したとき、又は第26条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなつた管理施設の当該部分を速やかに原状に復さなければならぬ。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

(損害の賠償)

- 第32条 乙は、業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができる。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、当該賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(不可抗力による損害等)

- 第33条 甲又は乙のいずれかの責めにも帰することができない自然的又は人的な現象（以下「不可抗力」という。）が発生した場合の対応については、別記4「不可抗力発生時の対応に関する特記事項」のとおりとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第34条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(保険)

- 第35条 甲は、本施設を対象物件とする建物損害保険に加入しなければならない。

2 管理業務の実施に当たり、乙は、甲及び乙を被保険者とする施設賠償責任保険に加入しなければならない

(重要事項の変更の届出)

第36条 乙は、定款、名称、事務所の所在地、代表者等を変更したときは、変更を証する書類を添えて、遅滞なく、甲に届け出なければならない

(協定の変更)

第37条 業務に関し、その前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定の規定を変更することができる。

(業務の内容の変更等)

第38条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して定める。

(目的外使用)

第39条 乙は、利用者の利便性向上のため、自動販売機等を設置するなど、業務以外で管理施設を使用する場合は、あらかじめ甲の許可を得なければならない。

(緊急時の対応)

第40条 指定期間中に、本業務の実施に関する事故又は災害等の緊急事態が発生した場合は、乙は、速やかに、必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合は、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 乙は、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員を指導しなければならない。

(協定外の事項)

第41条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(年度協定)

第42条 本協定に定めるものほか、年度毎に定める必要がある事項については、別途締結する年度協定で定めるものとする

(解釈)

第43条 乙は、甲が本協定の規定に基づき、書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は乙に対し説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第44条 この協定に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 坂町
代表者 坂町長

乙 (指定管理企業)
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

別記1

リスク分担表

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		町	指定管理者
計画変更	町の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
施策変更	町の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
公募書類	募集要項等の誤りによるもの	○	
住民対応	本事業そのものに対する住民反対運動、訴訟、要望、苦情等への対応に関するもの	○	
	上記以外の指定管理者の業務に関する住民運動等	○	
協定締結	町の責めにより協定が締結できない場合	○	
	指定管理者の責めにより協定が締結できない場合		○
	議会の議決を得られることにより協定が締結できない場合	※1	※1
物価変動	施設供用開始前のインフレ・デフレ	※2	※2
	施設供用開始後のインフレ・デフレ	※2	※2
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災騒乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い、設計又は工期の変更等により、指定管理者の経費の増加及び指定管理業務の履行不能	△	△
業務開始遅延	町の責めに帰すべき事由による維持管理業務の開始遅延に関するもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による維持管理業務の開始遅延に関するもの		○
性能	町の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク		○
対象設備瑕疵	事業期間中に従前の施設及び設備保守管理の瑕疵が発見された場合	○	
	町の指示以外の要因により維持管理費が増大する場合（物価・金利変動によるものを除く）	○	
	入居者の事由による維持管理費の増大に関するもの（入居者の通常の使用によるものを除く）	○	
	第三者の事由による維持管理費の増大に関するもの	○	

瑕疵損傷	対象施設の劣化・損傷に対して指定管理者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		<input type="radio"/>
	上記以外の事由による施設の損傷	<input type="radio"/>	
維持管理・運営費増大	町の指示及び町の責めに帰すべき事由による費用の増大	<input type="radio"/>	
	不可抗力による費用の増大	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>
	上記以外の指定管理者の責に帰すべき事由による費用の増大		<input type="radio"/>
技術進歩	技術進歩により維持管理業務の内容が変更される場合	協議による	

※1 議会の議決が得られることにより協定締結が遅延・中止した場合、それまでにかかった町、指定管理者の費用は、それぞれの負担とする。

※2 一定範囲の物価変動は指定管理者、それ以上の物価変動は町の負担とする。

別記2 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取消された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの協定に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9 乙は、甲の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 乙は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、甲の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第 14 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指定の取消し)

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この指定管理者の指定を取り消すことができる。

(損害賠償)

第 16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

別記3 情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなすものとし、乙はこの協定による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第3 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 乙は、本協定に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本協定の終了後においても同様とする。
- 2 乙は、本協定に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 乙は、本協定に係る業務の遂行に当たって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、序外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。
ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならぬ。
- 4 乙は、本協定に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を甲に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、乙は甲に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第4 乙は、本協定に係る業務の遂行に当たって、本協定に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5 乙は、甲の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び乙向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙が本協定による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

第8 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託等の相手方に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は隨時に報告を求めることができる。
- 2 乙は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本協定に係る業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10 甲は、この特記事項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11 甲は、本協定に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12 甲は、本協定に係る乙の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(指定の取消し)

第13 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この指定管理者の指定を取り消すことができる。

(損害賠償)

第14 乙は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、乙が業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 甲が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 甲の窓口に連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60 分以内に甲に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。

- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

別記4 不可抗力発生時の対応に関する特記事項

(不可抗力発生時の対応義務)

第1 乙は、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）その他の不可抗力が発生した場合は、損害・損失が最小限になるよう、早急な対応措置を講ずるものとする。

第2 第1に定める事項以外の不測の事項が発生した場合は、速やかに甲乙両者で協議し、対応するものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担の決定)

第3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失が発生したときは、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

第4 甲は、第3の規定による報告を受けたときは、当該損害状況等の確認を行った上で、不可抗力の判定、費用負担及び支払方法等について乙と協議し、決定するものとする。

第5 乙が第1の規定による対応措置を怠った場合を除き、不可抗力の発生に起因する損害・損失の費用は、甲の負担とする。ただし、当該損害・損失に係る保険金が乙に支払われるときは、この限りでない。

(不可抗力の発生等による業務実施の免除)

第6 第4の協議の結果、不可抗力の発生又は当該発生に伴う対応業務の実施により、第2条に規定する業務の一部又は全部の実施ができなくなったと認められる場合は、乙は、その限りにおいて、当該業務を実施する義務を免れるものとする。

第7 甲は、第6の規定により、乙による業務の実施ができなくなった場合において、乙と協議の上、乙が当該業務を実施できなかつたことにより不要となった費用相当額を指定管理料から減額することができるものとする。